

令和5年度  
観光デジタルマーケティング手法を活用した  
プロモーション支援事業費補助金  
募集要項

**【募集期間】**

令和5年5月22日（月）～令和5年9月29日（金）

※申請書は郵送又は持参にて提出してください（郵送の場合は、当日消印有効）。

※募集期間中であっても、予算が上限に達し次第終了します。

**【岐阜県ホームページ】**

トップページ > 産業・農林水産・労働・観光 > 観光 > 観光振興 > 令和5年度 観光デジタルマーケティング手法を活用したプロモーション支援事業費補助金

URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/234562.html>

令和5年5月  
岐阜県観光国際部  
観光誘客推進課

〔目次〕

0. R4年度事業との変更点	2
1. 事業の目的	3
2. 補助対象事業者	3
3. 補助対象事業の概要	6
4. 補助対象期間	9
5. 補助率及び補助限度額	10
6. 申請手続き	10
7. 交付決定について	14
8. 補助事業の完了	14
9. 補助金の請求と交付	15
10. 事業実施における留意事項	15
11. 申請の流れについて	17
12. 申請書提出先及び問い合わせ先	18

※注意事項※

「募集要項（本紙）」に加え、「Q&A」も作成しております。  
申請にあたり、本補助金の対象となるか等ご不明な点がありましたら、参考までにご確認ください。

## 0. R4 年度事業との変更点

令和5年度から事業内容を一部変更しました。以下の内容を踏まえて申請してください。

### (1) 補助率

「2/3」から「1/2」へ変更

### (2) 補助対象事業の見直し

#### ① 「Web サイト多言語化事業」の廃止

#### ② 「オンライン広告配信事業」に、新たに、以下の条件を追加

- ・ オンライン広告配信事業のみでの申請は認めないこととし、他の補助事業と組み合わせて実施するものとする。
- ・ リスティング広告を実施する場合は、原則として岐阜県又は地域（海外への配信の場合は日本でも可）への誘客を促すキーワードを1つ以上使用することとする。

(例) [岐阜県 又は 地域名] × [旅行、ホテル、旅館、温泉、グルメ、お土産、アクティビティ] を組み合わせたキーワード 等

japan travel/gifu/best places to visit in japan

japanese food/sustainable tourism/things to do in japan

adventure 等

### (3) 押印の廃止

提出書類のうち、以下の資料について押印を廃止

- ・ 第1号様式 : 交付申請書
- ・ 第1号様式別紙3 : 誓約書 (※)
- ・ 第3-1号様式 : 事業経費配分 (内容) 変更承認申請書
- ・ 第4-1号様式 : 事業中止 (廃止) 承認申請書
- ・ 第5号様式 : 交付申請取下げ書
- ・ 第6号様式 : 事業遂行状況報告書
- ・ 第7号様式 : 事業実績報告書

(※) ただし、誓約書については、代表者の自署が必要になります。

## 1. 事業の目的

来るべきデジタル社会に向けて、観光事業者がデジタルマーケティングの重要性を再認識し、今後、自律的に当該手法を活用したプロモーション活動を実施できるようにすることを目的に、旅行者のニーズに即した情報等をより効率的・効果的に届ける仕組みの構築、及び県の観光振興につながる取組等に必要な費用の一部を補助します。

## 2. 補助対象事業者

岐阜県内で観光事業を営む事業者（補助事業者※）

ただし、次に掲げる対象外事業者を除く。

〈対象外事業者〉

- (1) 国、県、市町村及び県の外郭団体、第三セクター、指定管理者等が所有、管理、又は運営する施設、事業を営む事業者
- (2) 暴力団と密接な関係を有すると認められる個人又は法人※  
※観光デジタルマーケティング手法を活用したプロモーション支援事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第3条第1項第1号から第9号に該当する者
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする個人又は法人
- (3) 県税の滞納がある個人又は法人

※)「補助事業者」は以下の①から④とし、各事業の補助対象要件を満たす事業者とします。

補助事業者	補助対象要件
① 宿泊施設営業事業者	<p><b>以下のいずれかに該当する事業者</b></p> <p>◎岐阜県内で旅館業法に規定する「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」の許可を受けた施設を<u>1以上</u>営む事業者</p> <p>◎岐阜県内で住宅宿泊事業法第3条の届出のあった施設（民泊）を<u>1以上</u>営む事業者</p> <p><b>【対象外事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・岐阜県内で下記の施設のみを営む事業者</li><li>・店舗型性風俗特殊営業を行う施設（いわゆるラブホテル等）</li><li>・旅館業法で規定する「下宿営業」の許可を受けた施設</li></ul>
② 観光施設営業事業者	<p>◎岐阜県内に「観光施設」※1を<u>1以上</u>有し、岐阜県内旅行者のために施設を有料で提供している事業者</p> <p>※1)「観光施設」とは、次の「【対象施設】」の条件を満たし、【対象外施設】に該当しない施設をいう。</p>

	<p><b>【対象施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行者を受け入れていることが客観的に判断でき<sup>※2</sup>、かつ、平成31年（令和元年）及び令和2年の入込客数を把握している<sup>※3</sup>施設</li> </ul> <p>※2）「旅行者を受け入れていることが客観的に判断できる」とは、次の①から④のいずれかに該当することをいう。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>① <u>交付申請時点で、当該施設が以下のいずれかの Web サイトに掲載されていること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(一社)岐阜県観光連盟公式サイト「岐阜の旅ガイド」(<a href="https://www.kankou-gifu.jp/">https://www.kankou-gifu.jp/</a>)</li> <li>・岐阜県外国語観光 Web サイト「VISIT GIFU」(<a href="https://visitgifu.com/">https://visitgifu.com/</a>)</li> <li>・岐阜県内市町村の観光協会ホームページ</li> </ul> <p>② <u>当該施設が観光施設であることを客観的に判断できる状態になっていること</u></p> <p>例) ・当該施設が観光施設として掲載されたパンフレットで客観的に判断できる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県観光連盟又は岐阜県内市町村の観光協会に、観光施設として会員登録されていることが客観的に判断できる</li> </ul> <p>③ <u>「レジャー施設」、「博物館・美術館」、「日帰り温泉」の категорияで登録された「ぎふ旅コイン」加盟施設<sup>※</sup>であること</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※「ぎふ旅コイン」加盟施設とは、県実施の「ほっと一息、ぎふの旅」キャンペーン利用者に対して付与される「ぎふ旅コイン」(ポイント)が利用可能な施設をいう</p> </div> <p>④ <u>令和3年度又は4年度「岐阜県観光デジタルマーケティングオンライン研修」を受講した社員(従業員)を有する、または、Google ビジネスプロフィール (GBP) のインサイトデータの閲覧権限を岐阜県に対して付与(共有)していること</u></p> </div> <p>※3）平成31年（令和元年）以降に事業を開始した事業者については、事業開始後の入込客数を把握していること</p> <p><b>【対象外施設】</b> ※以下のいずれかの要件に該当する場合は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年（令和元年）の年間入込客数が<u>1,000人未満</u>の施設</li> <li>・地域住民の日常利用が大半を占めている施設</li> </ul> <p>例) ・運動施設（ゴルフ練習場、運動用プール等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ショッピングセンターや商店街</li> <li>・遊興施設・遊戯施設（パチンコ店、ボウリング場等）等</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光施設に附属する駐車場</li> <li>・その他、知事が不相当と認める施設</li> </ul>
<p>③ 土産物店営業事業者</p>	<p><b>◎岐阜県内に「店舗」<sup>※1</sup>を1以上有し、岐阜県内旅行者に対して、岐阜県にちなんだ品物を販売している事業者</b></p> <p>※1）「店舗」とは、次の【対象店舗】①～④のいずれかに該当し、【対象外店舗】に該当しないものをいう。</p> <p><b>【対象店舗】</b></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>① <u>交付申請時点で、当該店舗が以下のいずれかの Web サイトに掲載されていること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(一社)岐阜県観光連盟公式サイト「岐阜の旅ガイド」(<a href="https://www.kankou-gifu.jp/">https://www.kankou-gifu.jp/</a>)</li> <li>・岐阜県外国語観光 Web サイト「VISIT GIFU」(<a href="https://visitgifu.com/">https://visitgifu.com/</a>)</li> </ul> </div>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県内市町村の観光協会ホームページ</li> </ul> <p>② <u>当該店舗が土産物店であることを客観的に判断できる状態になっていること</u></p> <p>例) ・当該店舗が土産物店として掲載されたパンフレットで客観的に判断できる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県観光連盟又は岐阜県内市町村の観光協会に、土産物店として会員登録されていることが客観的に判断できる</li> <li>・岐阜県内市町村の土産品関連協会に、会員登録されていることが客観的に判断できる</li> </ul> <p>③ <u>「お土産」の категорияで登録された「ぎふ旅コイン」加盟施設であること</u></p> <p>④ <u>令和3年度又は4年度「岐阜県観光デジタルマーケティングオンライン研修」を受講した社員（従業員）を有する、または、Google ビジネスプロフィール（GBP）のインサイトデータの閲覧権限を岐阜県に対して付与（共有）していること</u></p> <p><b>【対象外店舗】</b> ※以下のいずれかの要件に該当する場合は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の日常利用が大半を占めている店舗</li> </ul> <p>例) ショッピングセンター、スーパーマーケット、コンビニ、薬局 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、知事が不相当と認める店舗</li> </ul>
<p>④ 体験事業者</p>	<p><b>◎岐阜県内において1以上の「体験事業」※1を岐阜県内旅行者に対して実施する事業者</b></p> <p>※1) 「体験事業」とは、次の「【対象事業】①～④」のいずれかに該当し、【対象外事業】に該当しないものをいう。</p> <p><b>【対象事業】</b></p> <p>① <u>交付申請時点で、当該事業が以下のいずれかの Web サイトに掲載されていること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(一社)岐阜県観光連盟公式サイト「岐阜の旅ガイド」(<a href="https://www.kankou-gifu.jp/">https://www.kankou-gifu.jp/</a>)</li> <li>・岐阜県内の人気のおすすめ体験・観光予約サイト「VISIT 岐阜県」(<a href="https://gifu.visit-town.com/">https://gifu.visit-town.com/</a>)</li> <li>・岐阜県外国語観光 Web サイト「VISIT GIFU」(<a href="https://visitgifu.com/">https://visitgifu.com/</a>)</li> <li>・岐阜県内市町村の観光協会ホームページ</li> <li>・じゃらん、アソビュー、楽天トラベル観光体験などの OTA サイト</li> </ul> <p>② <u>岐阜県内旅行者に対して体験事業を提供していることを客観的に判断できる状態になっていること</u></p> <p>例) ・岐阜県内旅行者に対する体験事業が掲載されたパンフレットで客観的に判断できる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県観光連盟又は岐阜県内市町村の観光協会に、体験事業者として会員登録されていることが客観的に判断できる</li> </ul> <p>③ <u>「体験サービス」の категорияで登録された「ぎふ旅コイン」加盟施設であること</u></p> <p>④ <u>令和3年度又は4年度「岐阜県観光デジタルマーケティングオンライン研修」を受講した社員（従業員）を有する、または、Google ビジネスプロフィール（GBP）のインサイトデータの閲覧権限を岐阜県に対して付与（共有）していること</u></p>

	<p><b>&lt;対象事業（例）&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然体験、産業体験、文化体験、郷土料理づくり体験、工芸体験、ガイド付き施設見学、観光ガイド付きまち歩き体験 など</li> </ul> <p><b>【対象外事業】</b> ※以下のいずれかの要件に該当する場合は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民の日常利用が大半を占める事業 例) 英会話教室、水泳教室、スポーツジム、ボウリング場 等</li> <li>・ 単にイベントのみを実施している事業 例) 1日限定で実施するイベント</li> <li>・ 目的地への送迎のみを目的としている事業 例) バス送迎、渡船 等</li> <li>・ その他、知事が不相当と認める事業</li> </ul>
--	--

### 3. 補助対象事業の概要

- ・ 補助対象事業は、岐阜県内の施設、店舗、事業に係る事業に限ります。（県外施設等に係る事業は対象外です。）
- ・ 補助金の対象となる経費は、事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類により金額等が確認できる支出のみが対象となります。
- ・ なお、補助対象期間内において国、県、市町村等が交付する他の補助金、交付金等の交付の対象となった事業は、補助対象外となります。

#### (1) 補助対象事業及び経費

補助対象事業	補助対象経費
A オンライン広告配信事業	<p>事業者が保有する旅行者向け Web サイト等を活用したオンライン広告の配信に必要な以下の経費（外部事業者に支払う<u>委託費</u>に限る。）</p> <p>※ただし、オンライン広告配信事業を実施する場合は、当該事業のみでの申請は認めないこととし、<u>他の補助事業と組み合わせて実施するものとする。</u></p> <p>※補助対象となるのは以下の広告に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 リスティング広告（検索連動型広告）</li> <li>2 バナー広告</li> <li>3 動画広告</li> <li>4 SNS 広告</li> </ol> <p>※特定サイトにのみ掲載するバナー広告、インフルエンサー広告、記事広告などは対象としない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【委託費の内訳】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告の配信、運用管理にかかる経費</li> <li>・ 初期設定にかかる経費</li> </ul> </div>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告素材（テキスト・バナー・動画・コンテンツ等）の作成にかかる経費</li> <li>・ランディングページの作成にかかる経費</li> <li>・配信結果の分析にかかる経費</li> <li>・レポート作成にかかる経費</li> <li>・外部事業者の打ち合わせ旅費</li> </ul> <p>※事業の実施にあたり広告の配信、配信結果の分析、レポート作成の実施は必須とする。</p>
<p>B Web サイト診断事業</p>	<p>事業者が保有する旅行者向け Web サイトの診断に必要な以下の経費（外部事業者に支払う委託費に限る。）</p> <p><b>【委託費の内訳】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分析ツールの設定にかかる経費</li> <li>・サイト分析にかかる経費</li> <li>・レポート作成にかかる経費</li> <li>・外部事業者の打ち合わせ旅費</li> </ul> <p>※事業の実施にあたり、レポート作成の実施は必須とする。また、レポートには、分析結果及び結果から考察される改善ポイントなどを盛り込むこと。</p>
<p>C SEO 対策事業</p> <p>SEO: 検索エンジン最適化</p>	<p>事業者が保有する旅行者向け Web サイトの SEO 対策に必要な以下の経費（外部事業者に支払う委託費に限る。）</p> <p><b>【委託費の内訳】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンサルティングにかかる経費</li> <li>・キーワード設定にかかる経費</li> <li>・メタタグ設定にかかる経費</li> <li>・分析にかかる経費</li> <li>・レポート作成にかかる経費</li> <li>・外部事業者の打ち合わせ旅費</li> </ul> <p>※事業の実施にあたり、レポート作成の実施は必須とする。</p>
<p>D ME0 対策に係るコンサルティング等事業</p> <p>ME0: マップエンジン最適化</p>	<p>事業者が旅行者向けに運用する Google ビジネスプロフィール（以下「GBP」という。）の登録・設定・運用、多言語化及び人材育成研修業務等に必要な経費（外部事業者に支払う委託費に限る。）</p> <p><b>【委託費の内訳】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GBP の登録・設定・運用にかかる経費</li> <li>・GBP 運用のコンサルティングに係る経費</li> <li>・GBP の多言語化に係る経費</li> <li>・口コミを増やすための販促グッズ（ポスター・チラシ等（ノベルティグッズは除く））</li> <li>・研修プログラム開発にかかる経費</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成研修実施にかかる経費</li> <li>・教材作成にかかる経費</li> <li>・レポート作成にかかる経費</li> <li>・外部事業者の打ち合わせ旅費</li> </ul> <p>※GBPの登録のみを実施する事業は対象外とし、運用のコンサルティング、研修など、自社運用を見据えた事業を合わせて実施すること。</p> <p>※事業の実施にあたっては、GBP インサイトデータを岐阜県と共有（閲覧権限のみ）することを条件とする。</p>
<p>E SNS 登録・運用に係るコンサルティング等事業</p> <p>SNS: ソーシャルネットワーキングサービス</p>	<p>事業者が旅行者向けに運用する SNS (Facebook、Instagram、YouTube 等) の登録・設定・運用及び人材育成研修業務等に必要な以下の経費（外部事業者に支払う委託費に限る。）</p> <p><b>【委託費の内訳】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNS の登録・設定・運用にかかる経費</li> <li>・ SNS 運用のコンサルティングに係る経費</li> <li>・ フォローを増やすための販促グッズ（ポスター・チラシ等（ノベルティグッズは除く））</li> <li>・ 研修プログラム開発にかかる経費</li> <li>・ 人材育成研修実施にかかる経費</li> <li>・ 教材作成にかかる経費</li> <li>・ レポート作成にかかる経費</li> <li>・ 外部事業者の打ち合わせ旅費</li> </ul> <p>※SNSの登録のみを実施する事業は対象外とし、運用のコンサルティング、研修など、自社運用を見据えた事業を合わせて実施すること。</p> <p>※SNS 登録済み事業者が、多言語版として新規登録・運用する場合は対象とする。</p>

(注) ※補助対象経費は上記「委託費の内訳」に記載の経費に限る。ただし、知事が事業実施上必要と認める経費については、特別に認める場合がある。

※補助対象経費は、交付決定日から令和6年1月19日（金）までの期間に実施し、支払いが完了した経費に限る。

※見積書、請求書等の根拠書類は「一式」ではなく、費用明細や作業内容等の内訳が分かるものを提出すること。

※本事業の委託費の中で、専門家に支払う謝金等を見積もる場合の基準は、「委託費の積算に用いるための謝金等基準」（別添1）のとおりとする。

※次の経費は、補助金の対象外とする（次の経費が委託費に含まれる場合も含む）。

- (1) 委託費以外の経費
- (2) 補助金の交付決定日前に発注し、購入し、若しくは契約し、又は補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したものに係る経費
- (3) 見積書、契約書（注文書・注文請書）、仕様書、納品書、検収書、振込控、領収書、請求書等の根拠書類（帳票類）が不備の経費
- (4) 申請書に記載されていない事業に係る経費

- (5)補助金事業実施計画書等各種書類の作成、発行、送付等に係る経費
- (6)製品又はサービスの開発・実証又は導入（購入・リース等）に係る経費
- (7)備品又は消耗品の購入に係る経費
- (8)公租公課（消費税及び地方消費税等）
- (9)経費に占める旅費の割合が50%以上の委託事業の経費
- (10)事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費
- (11)商品券等の金券、収入印紙及び振込等手数料（代引手数料を含む。）
- (12)ビジネスクラス、グリーン車等に係る特別に付加された経費
- (13)事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代及び団体等の会費
- (14)飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- (15)自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用並びに不動産の購入費
- (16)税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- (17)各種保険料、借入金等の支払利息及び遅延損害金
- (18)上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

## (2) 経理処理上の留意事項

- ア 補助金の支払いは、補助事業完了後の精算払いとなります。
- イ 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その支出の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。補助事業終了後の補助金額の確定作業において、書類等の確認ができない場合には、補助対象外となります。
- ウ 交付金申請額の算出において、補助対象経費の合計に補助率を乗じた際、千円未満の端数が生じる場合は、切り捨てた金額を交付金申請額として計上してください。
- エ 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除いて算出してください。

## 4. 補助対象期間（補助事業の実施期間）

交付決定の日 から 令和6年1月19日（金）まで

- ※上記対象期間中に、事業を発注、契約し、事業及び支払いが完了していることが必要です。
- ※年間契約や複数年で一括契約をしている場合については、補助対象期間中に実施、完了した事業が明確に区分でき、当該部分の支払いが完了している場合に限り、補助対象とすることが可能です。

## 5. 補助率及び補助限度額

補助対象経費	補助率及び下限額	補助限度額
A オンライン広告配信事業	補助対象経費の 1/2 以内 (補助金下限額 200 千円)	上限額 3,000 千円
B Web サイト診断事業		
C SEO 対策事業		
D MEO 対策に係るコンサルティング等事業		
E SNS 登録・運用に係るコンサルティング等事業		

## 6. 申請手続き

### (1) 申請受付期間

公募期間：令和5年5月22日（月）～令和5年9月29日（金）

※郵送の場合は、当日消印有効

### (2) 申請書類等の取得

補助金の交付要綱や、申請書等の様式は、次のいずれかの方法で取得できます。

#### ① 岐阜県ホームページ

トップページ > 産業・農林水産・労働・観光 > 観光 > 観光振興 > 令和5年度 観光デジタルマーケティング手法を活用したプロモーション支援事業費補助金

URL：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/234562.html>

#### ②窓口

県観光誘客推進課でも配布します。詳細は、「12. 申請書提出先及び問い合わせ先」をご確認ください。

### (3) 提出先

県観光誘客推進課へ提出してください。

提出先
〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県観光国際部 観光誘客推進課 海外誘客係・誘客政策係 TEL：058-272-1111（内線3956，3957）

### (4) 提出方法

- ア 申請書の提出は郵送又は持参とし、郵送の場合は、簡易書留、特定記録など配達されたことが確認できる方法によってお送りください。
- イ 提出の際は、封筒の表面に【観光デジタルマーケティング支援事業費補助金申請書類在中】と朱書きしてください。
- ウ 事業計画書の記入漏れや添付書類の不備があった場合は、審査に影響しますので、「提出書類のチェックリスト」により提出前に再度ご確認ください。
- エ 提出された申請書類および添付資料は返却いたしません。
- オ 申請書類作成、送付等に係る費用は、申請者の自己負担となります。

(5) 提出書類

全事業共通	
1	交付申請書（第1号様式）
2	事業実施計画書（第1号様式 別紙1-1）
3	経費明細書（交付申請添付用）（第1号様式 別紙1-2）
4	提出書類のチェックリスト（交付申請添付用）（第1号様式 別紙2）
5	誓約書（第1号様式 別紙3）※代表者の方の自書によるサインが必要です。
6*	口座振込依頼書兼債権者登録票
7*	通帳の写し 金融機関名、支店名、口座名義、口座名義カナ、口座番号が記載の部分 ※6, 7については、既に県へ登録済みであり登録内容に変更がない場合は不要です。
8	「登記簿謄本（履歴事項全部証明書）」の写し（法人の場合） 「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し（個人事業者の場合）
9	本人確認書類の写し（個人事業者の場合のみ） ※以下のうちいずれか1つ ・運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードの表面のみ（個人番号部分は削除）
10	社歴書（パンフレットやホームページの印刷物等でも可）
11	補助対象施設・事業である事の確認書類 【宿泊施設営業事業者の場合】 ・旅館業営業許可書の写し（旅館・ホテル、簡易宿所営業の場合） ・住宅宿泊事業法に基づく届出の写し（民泊の場合） ※別紙1-1「事業実施計画書」の「2 申請事業者が県内で営業する施設・店舗・事業」に記載した施設に係るもののみで可 【観光施設営業事業者の場合】 ・対象となる「観光施設」を有していることが確認できる書類（以下の①～④のいずれか） ※別紙1-1「事業実施計画書」の「2 申請事業者が県内で営業する施設・店舗・事業」に記載した施設に係るもののみで可 ※「レジャー施設」、「博物館・美術館」、「日帰り温泉」のカテゴリーで登録された「ぎふ旅コイン」加盟施設を1以上営む事業者の場合、①～④いずれも不要
<p>① 申請時点で、以下のいずれかの Web サイトに掲載されていることが確認できる資料 (ホームページの写し等)</p>	

- ・(一社)岐阜県観光連盟公式サイト「岐阜の旅ガイド」 (<https://www.kankou-gifu.jp/>)
- ・岐阜県外国語観光 Web サイト「VISIT GIFU」 (<https://visitgifu.com/>)
- ・岐阜県内市町村の観光協会ホームページ

② 当該施設が観光施設であることを、客観的に確認できる資料

(パンフレット、協会に登録されていることがわかる書類)

※当該施設が観光施設として掲載されたパンフレット等

※岐阜県観光連盟又は岐阜県内市町村の観光協会に、観光施設として会員登録されていることが分かる資料 等

③ 令和3年度又は4年度「岐阜県観光デジタルマーケティングオンライン研修」を受講した社員(従業員)を有することが確認できる資料(受講者のリスト等)

④ Google ビジネスプロフィール (GBP) のインサイトデータの閲覧権限を岐阜県に対して付与(共有)していることが確認できる資料(GBPに登録している施設(ビジネス)のリスト)

・平成31年(令和元年)及び令和2年の入込客数が確認できる資料(公的機関への報告資料、帳簿等)

**【土産物店営業事業者の場合】**

・対象となる「店舗」を有していることを確認できる書類(以下の①～④のいずれか)

※様式第1号別紙1-1「事業実施計画書」の「2 申請事業者が県内で営業する施設・店舗・事業」に記載した施設に係るもののみで可

※「土産物店」のカテゴリーで登録された「ぎふ旅コイン」加盟施設を1以上営む事業者の場合、①～④いずれも不要

① 申請時点で、以下のいずれかの Web サイトに掲載されていることが確認できる資料(ホームページの写し等)

- ・(一社)岐阜県観光連盟公式サイト「岐阜の旅ガイド」 (<https://www.kankou-gifu.jp/>)
- ・岐阜県外国語観光 Web サイト「VISIT GIFU」 (<https://visitgifu.com/>)
- ・岐阜県内市町村の観光協会ホームページ

② 当該店舗が土産物店であることを、客観的に確認できる資料

(パンフレット、協会等に登録されていることがわかる書類)

※当該施設が土産物店として掲載されたパンフレット等

※岐阜県観光連盟又は岐阜県内市町村の観光協会に、土産物店として会員登録されていることが分かる資料

※岐阜県内市町村の土産品関連協会に、会員登録されていることが分かる資料 等

③ 令和3年度又は4年度「岐阜県観光デジタルマーケティングオンライン研修」を受講した社員(従業員)を有することが確認できる資料(受講者のリスト等)

④ Google ビジネスプロフィール (GBP) のインサイトデータの閲覧権限を岐阜県に対して付与(共有)していることが確認できる資料(GBPに登録している施設(ビジネス)のリスト)

**【体験事業者の場合】**

・対象となる「体験事業」を実施していることを確認できる書類(以下の①～④のいずれか)

※様式第1号別紙1-1「事業実施計画書」の「2 申請事業者が県内で営業する施設・店舗・事業」に記載した施設に係るもののみで可

※「体験サービス」の категорияで登録された「ぎふ旅コイン」加盟施設を1以上営む事業者の場合、①～④いずれも不要

① 対象となる Web サイトに掲載されていることが確認できる資料

(ホームページの写し等)

- ・(一社)岐阜県観光連盟公式サイト「岐阜の旅ガイド」(<https://www.kankou-gifu.jp/>)
- ・岐阜県内の人気のおすすめ体験・観光予約サイト「VISIT 岐阜県」(<https://gifu.visit-town.com/>)
- ・岐阜県外国語観光 Web サイト「VISIT GIFU」(<https://visitgifu.com/>)
- ・岐阜県内市町村の観光協会ホームページ
- ・じゃらん、アソビュー、楽天トラベル観光体験などの OTA サイト

② 旅行者に体験事業を提供していることを、客観的に確認できる資料

(パンフレット、協会等に登録されていることがわかる書類)

※岐阜県内旅行者に対する体験事業が掲載されたパンフレット等

※岐阜県観光連盟又は岐阜県内市町村の観光協会に、体験事業者として会員登録されていることが分かる資料 等

③ 令和3年度又は4年度「岐阜県観光デジタルマーケティングオンライン研修」を受講した社員(従業員)を有することが確認できる資料(受講者のリスト等)

④ Google ビジネスプロフィール (GBP) のインサイトデータの閲覧権限を岐阜県に対して付与(共有)していることが確認できる資料 (GBP に登録している施設 (ビジネス) のリスト)

## 12 直近の確定申告書の写し

【法人の場合】

- ・法人税の申告書(別表一)の写し
- ・法人事業概況説明書(両面)の写し
- ・利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書(別表五(1))の写し

【個人事業者の場合】

- ・所得税の申告書(第一表)の写し
- ・所得税青色申告決算書(1ページ目と2ページ目)の写し(青色申告の場合)
- ・収支内訳書(白色申告の場合)

※e-Tax を利用して申告した場合は、受付日時の印字または受信通知メールを添付してください。

※書面での申告で受付印又は受付番号がない場合は、県税の納税証明書(税額証明)等の提出に代えてください。(下記13の証明書とは異なります。)

## 13 県税の納税証明書(完納証明) ※交付請求時に「完納証明」を選択してください。

※納税証明書については、最寄りの県税事務所へご相談ください。

【県税に関する問い合わせ先】

岐阜県公式HP トップ > 分類で探す > くらし・防災・環境 > 税金 > 相談窓口 > 県税に関する問い合わせ先一覧 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5948.html>

## 14 見積書等の写し

※費用明細や作業内容等の内訳が明確分かるものを提出してください。((別紙1-2)経費明細書の根拠書類になり得るもの)

※1件100万円(税抜)以上の契約がある場合は、原則として2社以上の見積書の写しを提出してください。2社以上を見積書を徴しない場合は、当該1社と随意契約する理由書を提出してください。(様式は任意)

## 15 補足説明資料

※補足説明が必要な場合は提出してください。

※説明資料はA4用紙を使用し、3枚以内（片面）としてください。

## 16 その他知事が必要と認める書類

※別途、必要に応じて提出を求めます。

※全事業共通の1～6については既定の様式がありますので、以下のホームページからご確認ください。

トップページ > 産業・農林水産・労働・観光 > 観光 > 観光振興 > 令和5年度  
観光デジタルマーケティング手法を活用したプロモーション支援事業費補助金

URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/234562.html>

## 7. 交付決定について

### (1) 審査

申請書類を提出いただいた後、その内容を県にて審査のうえ、補助対象者及び補助金額を決定します。（必要な書類が一式揃ったものを正式な申請として受け付けます。）なお、書類に不備がある場合や補正が必要な場合には、ご連絡させていただきます。

※県が指定する期間内に書類の不備が解消しない場合、申請を辞退したものとみなし、交付決定を行わない場合があります。

### (2) 交付決定

審査が完了次第、順次審査結果を申請者に対し文書にて通知します。（補助対象者として決定された事業者の方には交付決定通知書を送付します。）

なお、交付決定前に審査の結果についてお答えすることはできません。

## 8. 補助事業の完了

### (1) 補助事業の完了

交付決定を受けた補助事業は、令和6年1月19日（金）までに、事業実施にかかる支払いを含め完了してください。

※期限内に事業が完了しない（支払い含む）場合、補助金の交付はできません。

※クレジットカードを利用する場合は、令和6年1月19日（金）以前に引き落としが完了する必要がありますので、余裕をもって事業を実施してください。

### (2) 実績報告書の提出

補助事業の完了後30日以内、または令和6年1月31日（水）のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

### (3) 提出書類

#### 全事業共通

- 1 実績報告書（第7号様式）
- 2 事業実施報告書（第7号様式 別紙1-1）
- 3 経費明細書（実績報告添付用）（第7号様式 別紙1-2）
- 4 提出書類のチェックリスト（実績報告添付用）（第7号様式 別紙2）
- 5 支出明細が確認できる書類の写し（支出に係る領収書の写し等）
- 6 事業内容、事業開始日・完了日が確認できる書類の写し（契約書・仕様書 等）
- 7 実績や成果が確認できる書類の写し（委託事業者からの成果報告書 等）  
※成果報告書の内容は、別添参考資料「補助対象事業の作業項目例」を参照
- 8 その他知事が必要と認める書類  
※別途、必要に応じて提出を求めます。

※1～4については既定の様式がありますので、以下の Web ページからご確認ください。

トップページ > 産業・農林水産・労働・観光 > 観光 > 観光振興 > 令和5年度  
観光デジタルマーケティング手法を活用したプロモーション支援事業費補助金

URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/234562.html>

## 9. 補助金の請求と交付

### (1) 補助金の額の確定通知

県は事業者から実績報告書の提出を受けた後、提出書類の検査を行い、適正な事業の執行が確認できた場合、補助金の額の確定通知書を送付します。

### (2) 補助金の請求

県から補助金の額の確定通知書を受け取った事業者は、交付請求書（第8号様式）により、額の確定通知書を受け取った日から30日以内、または令和6年2月29日（木）のいずれか早い日までに請求を行ってください。

※期限までに請求書の受理が出来ない場合、補助金の交付はできません。

## 10. 事業実施における留意事項

本補助金の活用にあたっては、以下に記載した事項のほか、岐阜県補助金等交付規則及び、交付要綱を遵守してください。

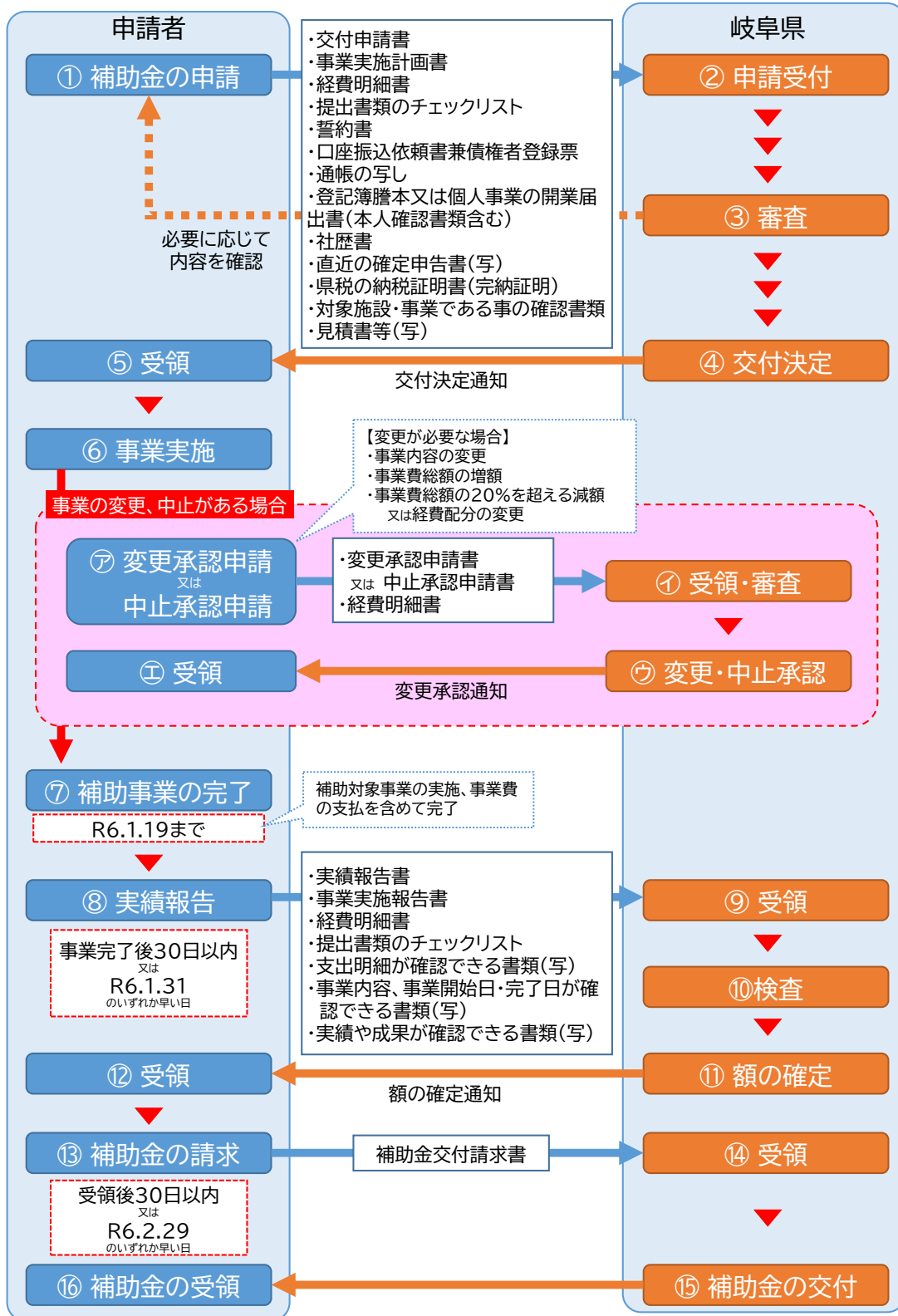
- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助対象事業の内容や金額を変更しようとする場合、事業費総額の増額、20パーセントを超える減額又は経費の配分の変更があ



- る場合（第3－1号様式）、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合（第4－1号様式）は、事前に県の承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業者は、補助事業の交付年度中の進捗状況について、状況の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければなりません。（第6号様式）
  - (3) 補助事業者は、補助事業を完了した時、若しくは中止又は廃止の承認を受けた時は、その日から起算して30日以内、又は令和6年1月31日（水）のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。
  - (4) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
  - (5) 取得価格等が50万円以上の機械及び器具（作成した Web サイトを含む）については、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄等してはいけません。ただし減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りではありません。
  - (6) 県が実施する施策の一環として、事業者名等の公表を行う場合があります。
  - (7) 補助事業に係る調査依頼や、補助事業完了後に事業成果を公表していただくなど、県が実施する施策への協力を求める場合があります。
  - (8) 同一目的の事業において、国等の補助金等の交付を受ける場合には、速やかに県に報告してください。国等の補助金等の補助対象経費になった部分については、この補助金の補助対象経費とはなりません。
  - (9) 補助事業終了後、県の監査関係者が実地検査に入ることがあります。
  - (10) 補助事業者が、岐阜県補助金等交付規則等に違反する行為等（他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。
  - (11) 補助金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合には、申請者名等を警察へ通報することがあります。
  - (12) 補助事業者は、補助対象事業により整備し取得し又は効用が増加した財産に、県補助金を受けて事業を実施した旨を表示しなければなりません。（表示に要する経費も対象経費となります。）
  - (13) その他、交付要綱に定める内容について確認してください。

# 11. 申請の流れについて

申請から補助金の交付までの流れは以下のとおりです。



## 12. 申請書提出先及び問い合わせ先

※問い合わせは、平日の午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）。

窓 口	所在地	電話番号・E-mail
県観光国際部 観光誘客推進課	〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 10 階	058-272-1111 (内線 3956,3957) <a href="mailto:c11336@pref.gifu.lg.jp">c11336@pref.gifu.lg.jp</a>